

ドイツの企業年金・個人年金

渡邊絹子（筑波大学）

1. 企業年金の概要

(1) 企業年金の実施方法（下線あり：外部積立型、下線なし：内部積立型）

①直接保険（Direktversicherung）

- ・使用者と保険会社との間で従業員を被保険者とする生命保険契約を締結し、当該保険会社が給付運営機関となる方式。
- ・保険監督局の監督を受け、年金原資の運用に関して厳しい規制があり、支払不能保険への加入義務は原則なし。

②年金金庫（Pensionskasse）

- ・単独または複数の企業が共同で「年金金庫」を設立し、そこが責任主体となって年金支給を行う方式。
- ・保険監督局の監督を受け、年金原資の運用に関する厳しい規制に服しているため、支払不能保険への加入義務はない。

③年金基金（Pensionsfonds）

- ・単独または複数の企業が共同で「年金基金」を設立し、そこが責任主体となって年金支給を行う方式。
- ・保険監督局の監督に服しているが、年金原資の運用規制が大幅に緩和されていることから、支払不能保険への加入義務がある。

④直接約定（Direktzusage）

- ・企業内部に引当金を形成し、使用者が直接労働者に年金を支給する方式。
- ・保険監督局の監督を受けず、投資規制などに服していないため、支払不能保険への加入義務がある。

⑤共済金庫（Unterstützungskasse）

- ・年金金庫と同様に、単独または複数の企業が共同で「共済金庫」を設立し、そこが年金受給者に対して年金支給を行う方式。
- ・年金金庫と異なり、受給者には共済金庫に対する法的請求権が認められておらず（支給の責任主体は使用者）、保険監督局による監督対象外となっていることから、支払

不能保険への加入義務がある。

(2) 企業年金制度の導入

- ・伝統的には、企業年金は使用者の任意の給付として、使用者の費用負担によって行われてきた。
- ・現在では、従業員は「報酬転換 (Entgeltumwandlung)」請求権を有しており、使用者に対して企業年金の実施を求めることが可能となっている。
- ・ドイツの企業年金制度は、使用者拠出によるもの、従業員拠出によるもの、使用者と従業員の拠出を合わせたものがある。
- ・従業員拠出は、通常、報酬転換を通じて行われる。

(3) 「報酬転換 (Entgeltumwandlung)」とは

- ・「報酬転換」とは、従業員が自己の報酬の一部を、将来企業年金として受け取るために、企業年金制度に拠出 (報酬転換) することである。
- ・報酬転換には、「総報酬 (Bruttoentgelt)」から拠出する方法と「手取り報酬 (Nettoentgelt)」から拠出する方法がある。
- ・企業年金制度の枠内 (外部積立型制度) でリースター助成 (Riester-Förderung) を利用するためには、「手取り報酬」から拠出しなければならない。
- ・2022 年からは、(総) 報酬転換によって従業員拠出が行われた場合、使用者は報酬転換額の 15% を追加拠出しなければならない。

(4) 拠出に対する税制

* 企業年金の実施方法によって取り扱いが異なる。

→①直接保険／②年金金庫／③年金基金

使用者拠出：一般年金保険の保険料算定上限額 (2020 年西独：82,800 ユーロ) の 8% まで非課税 (2020 年：6,624 ユーロ)。

報酬転換による従業員拠出：使用者拠出に対する非課税枠の残余範囲で非課税。

→④直接約定／⑤共済金庫

使用者拠出：非課税 (無制限)

報酬転換による従業員拠出：非課税 (無制限)

2. 個人年金の概要

(1) リースター年金 (Riester-Rente)

- ・助成措置が受けられる要件を満たしている個人年金。
- ・助成措置には補助金 (Riester-Zulagen) と特別支出控除 (Sonderausgabenabzug) がある。

①補助金

- ・基本補助金 (Grundzulage)
→2018 年から 175 ユーロ (2017 年までは 154 ユーロ)。
- ・児童補助金 (Kinderzulage)
→2008 年以降生まれの児童については 300 ユーロ。
2007 年までに生まれた児童については 185 ユーロ。
- ・スタートボーナス (Berufseinsteiger-Bonus)
→25 歳未満の者に対して 200 ユーロを 1 回限り支給。

* 補助金を満額受給するためには、最低自己拠出額を負担する必要がある。
最低自己拠出額を満たしていない場合、補助金は減額される。

②特別支出控除

- ・原則として年額 2100 ユーロまで追加的な支出控除が受けられる。
- ・補助金よりも特別支出控除による節税効果が高い場合、補助金額を上回る部分について税還付される。

(2) リュールupp年金 (Rürup-Rente)

- ・リュールupp年金は一定の要件を満たす個人年金であり、一般年金保険の強制被保険者となっていない自営業者等が、一般年金保険と同じ非課税の拠出限度額を利用できるようにされている。
- ・2020 年では拠出額の 90%が非課税であり (毎年 2%ずつ引き上げ中)、2025 年に 100%非課税となる。